

【前期 第十問】

乙とその舎弟分である甲は、日頃から態度が悪く、反抗的な態度をとる共通の友人 A を痛めつけてやろうと考えた。その上で、甲は竹刀や木刀を用意し、暴行するに都合の良い人気のない場所 X を探し出し、そこに A を酒に酔わせ、酩酊状態にして連れ込む等計画をしていた。

平成 24 年 6 月 23 日午前 12 時 30 分頃、甲と乙は A を誘い、東京都八王子市にあるスナック Y に赴き、同店内で一緒に飲酒していた。A はもともと酒に弱かったため、飲酒をし始めて二時間後には、呂律が回らなくなり酩酊状態に陥っていた。

同日午前 2 時 30 分頃、甲は、A と会話するうちに A に対して誤解していたことが分かり、A を痛めつける気がなくなり、自己が執行猶予中の身であることもあわせて考えて、犯行をやめることを決意した。そのため、乙に犯行を思いとどまる旨を伝えたところ乙は「勝手にしろ、俺はやるぞ。」と言った。甲は乙に犯行をやめるよう説得したが、乙が聞く耳を貸そうとしなかったため、甲は諦めて自己が用意した竹刀と木刀を持ってその場を立ち去った。

同日午前 3 時頃、乙は自己の普通自動車に A を乗せ、Y から X に移動した。

同日午前 3 時 30 分頃、乙は A を X に連れ込み、自動車の中にあったゴルフクラブで A の背部、顔面等を滅多打ちにし、更に同人の頭部、左頸部、背部等を多数回殴打し、左頸部付近を強く突くなどの暴行を加えた。A は乙の暴行によって甲状軟骨左上角骨折の傷害を負い、午前 4 時頃に、同傷害に基づく頸部圧迫等により窒息死した。

甲及び乙の罪責を検討せよ。

(ただし特別法違反の点は除く。)